徳島阿波おどり空港将来ビジョンの実現に向けた調査業務　仕様書

１．委託業務名

徳島阿波おどり空港将来ビジョンの実現に向けた調査業務

２．業務の目的

令和８年３月に策定された「徳島阿波おどり空港将来ビジョン」においては、「１．航空ネットワークの維持・拡充」「２．空港施設の機能強化・魅力向上」「３．二次交通・利便性向上」の３本柱を軸として、徳島阿波おどり空港が今後、本県の持続的発展を牽引する「開かれた空港」となるよう取り組むとともに、空港各施設の一体化に向けた民間活力導入手法の検討を行うべき旨が県に対して提言されたところである。

また、今年５月、国内航空が事業環境の変化により厳しい状況におかれていることを踏まえ、「国内航空のあり方に関する有識者会議」において航空会社間の競争を原則として堅持しつつ、国民生活を支える重要な交通手段である国内航空ネットワークを維持し、利用者の利便性を確保するための方策等の報告書が取りまとめられた。

このような状況を踏まえ、本業務では、徳島阿波おどり空港が、本県の持続的発展を牽引する「開かれた空港」となるよう、同空港の今後の、航空ネットワークの将来需要予測及び今後の展望と求められる取組、必要となる空港施設機能及び二次交通対策について専門的知見から検討を行う。

３．委託期間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

４．業務内容

（１）「徳島阿波おどり空港将来ビジョン」の将来像実現に向けた論点整理

徳島阿波おどり空港の現状を航空市場の動向を踏まえて分析し、目指すべき将来像と現状のギャップに基づく課題整理を行う。

（２）「徳島阿波おどり空港将来ビジョン」の将来像実現に向けた航空ネットワークの構築方針の検討

①徳島阿波おどり空港を取り巻く事業環境の整理と航空需要予測

現状分析や将来像を踏まえ、徳島阿波おどり空港の１０年後（２０３６年）の航空ネットワークのあり方を検討する。具体的には、国内線、国際線ともに新規就航や増便等の可能性があると考えられる路線を調査し、それらが仮に就航した場合における航空ネットワーク（拡大パターン）と、現状のまま推移した場合における航

空ネットワーク（維持パターン）２つのパターンを路線数と目標利用者数と合わせてそれぞれ示すこと。

②航空ネットワークの維持・拡充のための施策等の検討

（３）①で検討した各パターンにおいて、どのような取組が求められるのかを検討する。拡大パターンにおいては、当該パターンを目指すにあたり、就航可能性の確度や新規路線と既存路線拡充の有効性の比較等を検討し、観光需要、ビジネス需要、それ以外の需要のそれぞれについて、どのような取組が必要となるかを示すこと。維持パターンにおいては、特に国内線について、現在の路線ネットワークを今後も維持する上でどのような取組が必須となるか、観光需要、ビジネス需要、それ以外の需要のそれぞれについて示すこと。

（３）空港機能及び施設規模等の検討

①求められる空港機能及び施設規模等の検討

４．（２）①で検討した徳島阿波おどり空港の航空ネットワークの各パターンにおいて求められる空港機能や施設規模、二次交通のあり方について検討する。

②必要な取組の検討

４．（３）①で検討した、拡大パターン及び維持パターンのそれぞれに求められる空港機能や施設規模、二次交通のあり方について、それらを達成するために必要と考えられる取組を示すこと。

（４）投資効果を最大化するための運営方針の専門的検討

４．（２）及び（３）で検討した取組の効果を最大化するための現在の運営体制の課題整理や民間活力の導入検討に向けた方向性について専門的見地から検討を行う。

５．業務の実施

本業務の実施に当たっては、必要に応じて打ち合わせを開催し業務の進捗状況の説明、各種検討状況の報告及び意見交換を実施する等、委託者と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、本業務の履行期限内に実施した打ち合わせ等について、議事録を作成すること。

６．　成果物

（１）成果品

検討結果等を取りまとめ、調査報告書を作成し、成果品として提出すること。成果品は日本語とし、冊子２部、電子媒体で提出するものとする。なお、体裁や提出方法等は委託者と協議するものとする。

（２）成果品の権利の帰属

成果品の権利は全て発注者に帰属する。著作者人格権については、これを行使してはならない。

（３）成果品の提出先

徳島県　観光スポーツ文化部　観光政策課　受入環境整備室

７．事業実施上の留意点

①業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

②業務担当者は、本業務の遂行に必要な知識やスキルを有する者を起用すること。

③随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。

④委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。

⑤業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

８　機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

９　個人情報の保護

本業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの業務の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。

10　再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

11　委託契約の締結

（１）契約に関する事務は委託者で行う。

（２）委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
（３）契約条項は、委託者において示す。

12　契約の解除
（１）委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
（２）上記(１)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

13　委託料の支払い
委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

14　適正な事業執行に係る留意事項
事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

15　その他
受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

以上